

各種所得の対象・計算方法・課税方式

所得の種類	対 象	計 算 方 法	課 税 方 式
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額	源泉分離課税 (注1)
配 当 所 得	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資法人の金銭の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	収入金額－ $\left[\begin{array}{c} \text{株式などを取得する} \\ \text{ための借入金の利子} \end{array} \right]$	総合課税 申告分離課税 (又は申告不要)
不 動 産 所 得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費	総合課税
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合課税 (注2)
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額 (注3)	総合課税
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ ※勤続年数5年以下の者が支払を受ける退職金については、 2分の1課税を適用しない。(注4)	分離課税
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)	分離課税 (5分5乗)
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする一定の地上権の設定等を含む。）による所得	$\left[\begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{売却した資産} \\ \text{の取得費・譲} \\ \text{渡費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right] \text{ (注5)}$	総合課税 (注2)
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left[\begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{収入を得るた} \\ \text{めに支出した} \\ \text{費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$	総合課税 (注2)
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額－公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額－必要経費	総合課税 (注2)

(注1) 特定公社債等の利子等については、申告分離課税（又は申告不要）。

(注2) 一部、分離課税として取り扱われるものがある。分離課税の対象となるのは、株式等の譲渡による所得（事業・譲渡・雑）、土地等の譲渡による所得（譲渡）、不動産業者等の土地の短期譲渡等による所得(事業・雑(令和11年3月31日まで課税停止))、先物取引による所得（事業・譲渡・雑）、暗号資産取引業者に対する特定暗号資産の譲渡による所得（事業・譲渡・雑（金商法改正法施行日の翌年1月1日以後））等である。

(注3) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

(注4) 勤続年数5年以下の法人役員等以外の者が支払を受ける退職金については、退職金から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分に限り、2分の1課税を適用しない。

(注5) 暗号資産の譲渡による所得については、特別控除額を控除しない（金商法改正法施行日の翌年1月1日以後）。